

明石市交通安全対策会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、明石市交通安全対策会議条例（平成22年明石市条例第26号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、明石市交通安全対策会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任期)

第2条 条例第3条第5項第7号に掲げる委員のうち、公募による委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長職務代理者)

第3条 条例第3条第4項に規定する会長の職務を代理する者は、明石市都市局道路部長の職にある委員とする。

(招集)

第4条 会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対し、会議の招集を求めることができる

3 会議の招集は、あらかじめ開催日時、場所及び付議事項を示し、書面により委員に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(欠席)

第5条 委員は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、委員は、その属する機関の職員を代理人として会議に出席させることができる。

(会議)

第6条 会議は、条例第2条第1号の規定に定めた明石市交通安全計画の作成及びその他交通安全対策に関し、必要が生じた時に開くものとする。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 会議の議案のうち、特定の機関にのみ関係のある事案については、会長が適宜の方法により関係委員と協議して決することができる。

2 会長は、前項の規定により協議して決した事項は、次の会議にその旨を報告するものとする。

(専決処分等)

第8条 会長は、会議において措置すべき事項のうち、次の各号の一に該当するときは専決することができる。

- (1) 会長において、会議を招集するいとまがないと認めるとき
- (2) 軽易な事項で、すみやかな措置を要するとき

2 会長は、前項の規定による措置については、次の会議でその旨を報告するものとする。

(異動報告)

第9条 委員に、異動等により変更があったときは、後任者がその職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、明石市都市局道路安全室において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規程は、平成23年11月21日から施行する。

附則

この規程は、平成24年8月23日から施行する。

附則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。